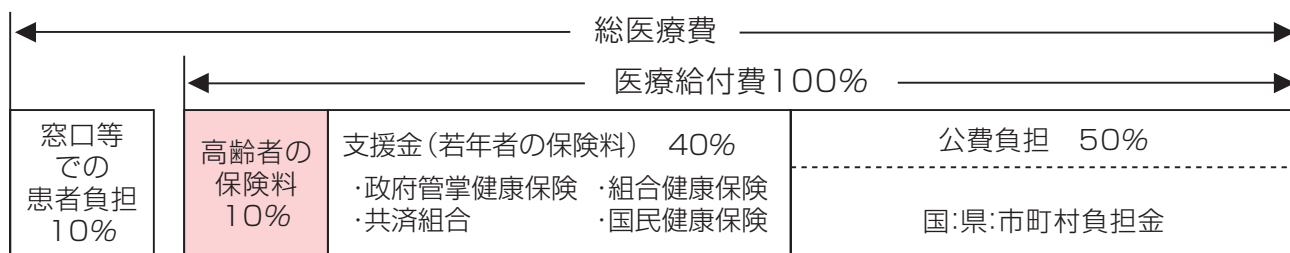


▼保険料の概算【1人世帯で年金収入のみの場合】

公的年金収入額 (年間)	所得額	所得割額 (①)	均等割額 (②)	年間保険料額 (①+②)	年金天引き額 (1回分)
153万円	330,000円	0円	(7割軽減) 10,736円	10,700円	約1,800円
168万円	480,000円	9,795円	(7割軽減) 10,736円	20,500円	約3,500円
200万円	800,000円	30,691円	(2割軽減) 28,629円	59,300円	約9,900円
250万円	1,300,000円	63,341円	35,787円	99,100円	約16,600円
300万円	1,800,000円	95,991円	35,787円	131,700円	約22,000円
400万円	2,625,000円	149,863円	35,787円	185,600円	約31,000円

※保険料額は、100円未満の端数を切捨てます。 ※1人当たりの賦課限度額は50万円です。



●低所得者の軽減

所得が低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって7割、5割、2割軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額が下記の方が対象になります
7割軽減	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯
5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

※基礎控除額等は、税制改正などで今後変わることがあります。

●被扶養者(家族)の軽減

資格取得日の前日に被用者保険(健康保険組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者(家族)であった方は、制度加入から2年間「所得割額」と「均等割額」が軽減されます。なお、平成20年4月から平成21年3月までの軽減内容は、高齢者医療に係る「凍結策」として特例で定められました。※ただし国保加入者は除きます。

適用期間	軽減内容	
	所得割額	均等割額
加入時から2年間	かかりません	5割軽減
特例として	平成20年 4月～平成20年9月	かかりません
	平成20年10月～平成21年3月	かかりません

<保険料の納め方>

保険料は広域連合が賦課し、徴収は市町村が行います。年額18万円以上の年金を受け取っている場合は、年金から保険料が特別徴収(天引き)されます。それ以外の方は普通徴収(納付書や口座振替)の方法により市町村に納めます。

ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、特別徴収の対象とはならず、普通徴収となります。

特別徴収は年6回の年金定期支払の際に、年金の受給額から1回当たりの保険料があらかじめ差し引かれます。普通徴収による保険料の納期は9期で、7月から翌年3月までとなります。

<お問い合わせ先>

長野県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎026-229-5320
木曾町役場 住民環境課 国保年金係 ☎22-4281(直通)